4　この協定は、寄託者に対し前条の規定に基づく暫定的適用の通告を行わなかった政府であって、この協定の効力発生の後、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託するものについては、その寄託の日に効力を生ずる。

5　機関の事務局長は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、理事会を招集する。

第四十条　改正

1　理事会は、第十二条に規定する特別多数票による議決で、加盟国に対しこの協定の改正を勧告することができる。

2　理事会は、加盟国が寄託者に対して改正の受諾を通告する期限について定める。

3　改正は、三分の二以上の加盟生産国であって加盟生産国の総票数の七十五パーセント以上を有するもの及び三分の二以上の加盟消費国であって加盟消費国の総票数の七十五パーセント以上を有するものから寄託者が受諾の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。

4　改正の効力発生の要件が満たされた旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会の定める期限に関する2の規定にかかわらず、加盟国は、改正の効力発生までの間、寄託者に対し改正の受諾を通告することができる。

5　加盟国は、改正の効力発生の日までに改正の受諾を通告しなかった場合には、同日にこの協定の締約国でなくなる。ただし、憲法上又は制度上の手続を完了することが困難なため改正の効力発生の日までに受諾することができなかった旨の当該加盟国の申立てを理事会が認め、かつ、当該加盟国のために改正の受諾の期限を延長することを理事会が決定する場合は、この限りでない。この場合において、当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

6　改正の効力発生の要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかった場合には、改正は、撤回されたものとみなす。

第四十一条　脱退

1　加盟国は、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行った加盟国は、同時にその旨を理事会に通報する。

2　脱退は、寄託者が1の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。

3　加盟国がこの協定に基づき機関に対して負っている資金上の義務は、当該加盟国の脱退によって終了しない。

第四十二条　除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、第十二条に規定する特別多数票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができる。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後六箇月で、この協定の締約国でなくなる。

第四十三条　脱退し、若しくは除名される加盟国又は改正を受諾することができない加盟国に係る会計上の処理

1　理事会は、次の理由によりこの協定の締約国でなくなる加盟国について会計上の処理を行う。

(a)　第四十条の規定によるこの協定の改正の受諾を行わないこと。

(b)　第四十一条の規定に基づきこの協定から脱退すること。

(c)　前条の規定に基づきこの協定から除名されること。

2　理事会は、この協定の締約国でなくなる加盟国が第十八条の規定に基づいて置かれる勘定に対して支払った分担金及び拠出金の払戻しを行わない。

3　この協定の締約国でなくなった加盟国は、機関の清算によって得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有しない。また、当該加盟国は、この協定の終了の際に機関に欠損があっても、当該欠損のいずれの部分の支払についても責任を負わない。

第四十四条　有効期間、延長及び終了

1　この協定は、効力発生の後十年間効力を有する。ただし、理事会が、この条に定めるところにより、第十二条に規定する特別多数票による議決で、この協定の有効期間を延長し、この協定について再交渉し、又はこの協定を終了させることを決定する場合は、この限りでない。

2　理事会は、第十二条に規定する特別多数票による議決で、この協定の有効期間を二回（一回目は五年間、二回目は三年間）延長することを決定することができる。

3　1に規定する十年の期間の満了前又は2に規定する延長期間の満了前のいずれかにおいて、この協定に代わる新たな協定についての交渉が行われたが、その新たな協定が確定的又は暫定的に効力を生じていない場合には、理事会は、第十二条に規定する特別多数票による議決で、その新たな協定が暫定的又は確定的に効力を生ずる時までこの協定の有効期間を延長することができる。

4　新たな協定についての交渉が行われ、2又は3の規定に基づくこの協定の延長期間内にその新たな協定が効力を生ずる場合には、延長されたこの協定は、その新たな協定が効力を生ずる時に終了する。

5　理事会は、いつでも、第十二条に規定する特別多数票による議決で、その定める日にこの協定を終了させることを決定することができる。

6　理事会は、この協定の終了の後も、機関の清算（会計上の処理を含む。）を行うため、十八箇月を超えない期間存続するものとし、当該期間中、第十二条に規定する特別多数票による議決で行われる清算に関する決定に従って清算に必要な権限及び任務を有する。

7　理事会は、この条に定めるところにより行われた決定を寄託者に通告する。

第四十五条　留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第四十六条　補足規定及び経過規定

1　この協定は、千九百九十四年の国際熱帯木材協定を承継する協定とする。

2　千九百八十三年の国際熱帯木材協定又は千九百九十四年の国際熱帯木材協定に基づいて機関若しくはその内部機関により又はこれらの名においてとられた措置であって、この協定が効力を生ずる日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、引き続き有効なものとする。

二千六年一月二十七日にジュネーブで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。

付表A　千九百九十四年の国際熱帯木材協定を承継する協定の交渉のための国際連合会議に出席した政府であって第二条（定義）に定義する加盟生産国となる可能性を有するもの及び第十条（票の配分）の規定によって配分された票数の一覧表

加盟国	票数
アフリカ地域	二四九
アンゴラ	一八
ベナン	一七
カメルーン（注）	一八
中央アフリカ共和国（注）	一八
コートジボワール（注）	一八
コンゴ民主共和国（注）	一八
ガボン（注）	一八
ガーナ（注）	一八
リベリア（注）	一八